

# 適性診断受診料助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

## (目的)

第1条 本要綱は、秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）の会員事業所のドライバー等が、交通事故の未然防止のため自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診する場合に、その診断料を助成し、交通安全に寄与することを目的とする。

## (対象者)

第2条 助成の対象は、会員事業所に勤務する運転者、従業員等とする。

## (診断の種類と助成額)

第3条 助成の対象とする診断と助成金額は次の通りとする。

一般適性診断	1, 000円
初任・適齢診断	2, 000円

## (実施期間)

第4条 事業の実施期間として、平成29年4月1日から平成30年2月末日までとする。

## (受診者数の制限)

第5条 受診者数について、行政指導等を考慮し次の算式により求められた人員を年度内の上限として助成する。

### 《算式》

1. 一般診断  $\text{算定対象台数} \div 3 = \text{上限受診者数 (端数切り上げ)}$   
初任・適齢  $\text{算定対象台数} \div 5 = \text{上限受診者数 (端数切り上げ)}$   
算定対象台数は、平成29年4月1日付の秋田運輸支局企画輸送課のデータをもとに算出する。
2. 事業実施期間でも、予算額に達した場合は終了とする。

## (助成方法)

第6条 助成を受けようとする場合は、「運転者適性診断助成金交付申請書兼内訳表（実績報告書・助成金請求書）」に、領収書の写しを添えて秋ト協へ請求する。

(助成金の支払い)

第7条 秋ト協は、助成金の交付請求があった場合は、その内容を審査し適正と認めるときは助成金を交付する。

(貸出し機器等による適性診断)

第8条 自動車事故対策機構のナスバネット利用による受診の実績も助成の対象とし、第5条の上限内の助成とする。

《附則》

1. この要綱は平成19年4月1日から適用する。
2. 平成20年5月16日改正、同年4月1日から実施する。
3. 平成21年5月14日改正、同年4月1日から実施する。
4. 平成22年5月20日改正、同年4月1日から実施する。
5. 平成23年5月24日改正、同年4月1日から実施する。
6. 平成24年5月23日改正、同年4月1日から実施する。
7. 平成25年5月29日改正、同年4月1日から実施する。
8. 平成26年5月22日改正、同年4月1日から実施する。
9. 平成27年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
10. 平成28年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
11. 平成29年3月21日改正、同年4月1日から実施する。